

なかの



Vol. 230

(2ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>

掲 示 板 (1~3月行事予定表)



月	日	時 間	内 容	会 場	備 考
1月	7日(火)	13:00~17:00	※無料法律相談(先ずはTELして下さい)	法 人 会 館	
	9日(木)	15:15~15:25	正副・総務・事業：役員会	中野 サンプラザ 13F スカイルーム	
	//	16:00~17:00	署長：講演会(演題：生前の一樽の酒)	中野 サンプラザ 13F スカイルーム	
	//	17:10~18:00	新年賀詞交歓会	中野 サンプラザ 13F スカイルーム	
	//	18:00~19:30	祝賀会	中野 サンプラザ 13F コスモルーム	
	10日(金)	16:00~17:00	広報委員会	ウエストフイティーサード日本橋	終了後:新年初顔合せ会
	13日(月祝)	13:30~15:00	中野区成人の集い	中野サンプラザホール	
	14日(火)	10:30~11:30	第4回中野税務懇談会	署・別館会議室	会長・佐藤
	17日(金)	19:00~20:30	青年部会・新年初顔合わせ会	ウエストフイティーサード日本橋	二次会あり
	22日(水)	11:00~12:00	東法連(全法連共催)講演会	帝 国 ホ テ ル	会長
	//	12:20~14:00	東法連(全法連共催)受章祝典・交歓会	帝 国 ホ テ ル	会長
	//	13:30~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館	
	23日(木)	13:30~16:00	新設法人説明会	法 人 会 館	
2月	3日(月)	13:00~17:00	※無料法律相談(先ずはTELして下さい)	法 人 会 館	
	4日(火)	13:30~16:00	書き方説明会	法 人 会 館	
	6日(木)	16:00~17:00	女性部会・第326回研修会	法 人 会 館	終了後:役員会
	//	16:00~17:00	源泉研究部会・第392回研修会	法 人 会 館	
	//	17:30~19:15	源泉研究部会・新年初顔合わせ会	中野サンプラザ20F	
	7日(金)	17:00~18:00	青年部会・第553回研修会	法 人 会 館	終了後:懇親会
	13日(木)	16:30~18:00	中野法人会経営塾第三弾 “事業承継”	法 人 会 館	
	14日(金)	18:15~20:00	厚生事業第三弾：ボウリング大会	サンプラザボウル	※14レーン予約
//	20:00~21:30	// 表彰式・懇親会	中野サンプラザ15F 主幹サンルーム		
17日(月)	7:50集合	“確定申告期” 駅頭PR活動	JR中野駅周辺		
3月	3日(火)	13:00~17:00	※無料法律相談(先ずはTELして下さい)	法 人 会 館	
	4・5・6日	9:30~11:00	生活習慣病健診	中野サンプラザ7F 研修室	
	5日(木)	17:00~18:00	源泉研究部会・役員会	中野サンプラザ20F	
	6日(金)	18:00~19:00	青年部会・役員会	法 人 会 館	
	19日(木)	17:00~17:55	理事会	中野サンプラザ11F アネモールーム	
	//	18:10~18:30	新入会員・特別研修会	中野サンプラザ11F プロボッサムルーム	
	//	18:30~20:00	新入会員・特別交流会	中野サンプラザ11F プロボッサムルーム	
	25日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	西武信用金庫・本店8階	
26日(木)	13:30~16:00	新設法人説明会	法 人 会 館		

1月号の目次

「新春対談(大久保署長・宮島会長)」

2020 VOL.230

活発な社会貢献活動を展開(“税を考える週間” 駅頭PR活動)	
「東法連青連協 税務広報活動」「租税教室」	3
部会だより:青年部会(租税教室) & 無料法律相談案内	3
新春対談 中野税務署 大久保嘉一 署長	4・5
中野法人会 宮島 茂明 会長	
年頭所感 中野都税事務所長 内藤 泰樹 様	6
都税だより・税務署だより	6・7
令和元年度納税表彰式、“税の作文コンクール” 入賞作品	8
活発な事業・研修を展開(秋の講話&税務研修会)	9
法人税実務講座・源泉所得税実務講座・年調&案内	9
知っとくと得情報(税の豆知識)(山岡先生)	10・11

活発な社会貢献活動&事業・研修を展開	12
活発な支部研修会を開催!!	13
全法連・第36回法人会全国大会(鳥取大会)	14
中野区だより(10・11月開催のイベントより)	14
本部だより:活発な事業・研修を開催(法律セミナー)	14
本部だより:理事会&秋の特別講演会(講師:黒川伊保子氏)	14
部会だより(源泉研究部会)「第8回税の川柳コンクール入賞発表」	14
部会だより(青年部会)(ゴルフコンペボウリング大会)他	15
(第33回法人会全国青年の集い(大分大会))	15
福利厚生事業第三弾:第6回チャリティゴルフコンペ	15
第10回「税に関する絵はがきコンクール」	16

● 表紙(写真説明)……………第17回フォト・コンテスト入賞『日の出』(熱海) ヤシマ教材(株) 片岡政夫 様

発行所(公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話(3388)6896 FAX(3388)2550 e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp
 編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話(3381)1423 FAX(3381)1743

本部だより

活発な社会貢献活動を展開!!

11月11日 “税を考える週間・特別事業” ◆「JR中野駅頭PR活動」◆



大久保署長



丸田副署長



～～～ 応援頂いた皆様 ～～～



柴野様



高野様



今野第一統括官



真木審理調査官



荒木様



大同生命の皆様

11月12日 “税を考える週間・特別事業” ◆「東法連青連協：税務広報活動」◆



～～～～～ 当会より4名参加しました。今回は山手線・中央線でも広報活動を行ないました。 ～～～～～

青年部会独自で“租税教室”を実施!

＝10月5日(土) (区立上高田小学校6年1組) & (区立江古田小学校6年1・2組(クラス別))＝



上高田小 (講師：渡邊氏)



江古田小 (講師：鳥居氏)



＝11月9日(土) (区立江原小学校6年1・2組(クラス別))＝



～～～～～ (講師：根本部会長) (署の幹部の皆様もお出になりました) ～～～～～

中野法人会の

無料法律相談

お気軽にどうぞ!!

(まずはお電話を...)

実施日時：1/7(火)、2/3(月)、3/3(火) 13:00～17:00 (相談時間は、1案件:45分)
TEL：03-3388-6896 FAX：03-3388-2550 (担当) 佐藤・三國



新春対談



司会 (広報委員長): 新年明けましておめでとうございます。今年も宜しくお願い致します。新春対談ということで企画をさせて頂きました。大久保署長、宮島会長どうぞ宜しくお願い致します。

会長: 明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願い致します。

署長: 明けましておめでとうございます。昨年中は、税務全般にわたりご協力頂きましてありがとうございます。本年もどうぞ宜しくお願い致します。

司会: 大久保署長にお伺いしたいと思います。昨年異動で中野に赴任をされて、着任後、中野についての印象や、感じられたことなどをお話し頂ければと思います。

中野は第二の故郷！ 駅周辺の変貌に驚嘆！

署長: 私、平成5年から平成28年まで中野に在任しておりました。当時は、ちょうど山手通りの渋谷池袋間の高速道、大江戸線の工事などで、とても渋滞が多かった事を覚えています。実は、十中が50周年の時にPTA会長をやらせて頂きました。そんな事で、中野にはたくさんの思い出があります。中野駅の北口界隈は、まだ駐輪場とか駅前が整備されていない状況で、中野に赴任して参りまして、警察学校の跡地が整備され大きな公園や企業・学校などができ、文教地区・商業地区に様変わりしていて大変驚きました。中野は、本当に活気ある素晴らしい街ですね。

司会: 大久保署長ありがとうございました。

宮島会長、この一年を振り返っていかがだったでしょうか。

公益社団法人として定着した会に成長！

会長: 昨年は税制改正・消費税改正に伴い、軽減税率の普及・知識の高揚という事で、署の皆様の協力を頂き、様々な研修会を開催しました。導入にあたっては、それぞれの立場・状況の中、少々混乱もあったのかなと思っております。

又、最大の公益事業である「にぎわいフェスタ」が、台風のため11年間の中で、初めて二日間共中止になり非常に残念に思っております。それ以外の事業につきましては、順調に進める事ができました。

特に、本部厚生事業である「ゴルフコンペ」は、全支部参加で開催できました。こうした事業も、皆様に浸透し法人会全体の“友和”を結ぶことができ、とても喜んでおります。支部・部会の横の繋がりが綿密になり、結果として事業も活発になってきたと思っております。

司会: 宮島会長、ありがとうございました。

それでは、年頭ということで今年の抱負をお聞かせ頂ければと思います。大久保署長お願い致します。

スマート税務行政の実現と円滑な確定申告

署長: 全体的な取り組みとしては、平成29年6月公表の“スマート税務行政の実現”に向け、納税者の利便性の向上、課税徴収の高度化に係る各種施策の実施等、更に推進をしていきたいと思っております。

又、近々では、2月17日からの確定申告及び3月末の消費税の適正申告という二点に向けた各種



（左から木村広報委員長・宮島会長・大久保署長）

の準備や対応に全力をあげていきたいと思っております。

e-Taxの推進については、IDパスワード方式によるスマホ申告及び、消費税率については、軽減税率制度区分経理に関する広報・周知を重点的に行っていきたいと思っております。又、キャッシュレス納付の推進も国を上げて取り組んでおりますので、法人会の皆様にもご協力をお願い致します。

今年の4月1日以降に開始する事業年度から、大規模法人のe-Taxが義務化されます。それに関連した中小企業の皆様へのe-Taxを利用したの利便性向上策も備わっておりますので、更に推進していきたいと思っております。

司会：署長ありがとうございました。

それでは、宮島会長、今年の抱負をお願い致します。

署の事業への協力・駅前開発情報も発信！

会長：キャッシュレス納付を政府が推奨しているとの話がありましたが、利用者へのメリット感を出して頂ければ、より推進できるのかなと思えます。

e-Taxの利用に関しては、中野税務署が利便性の良い場所にあり、今以上の推進は、なかなか難しいかなと思っております。

消費税の滞納に関してですが、10月からの消費税値上げにより、支障があるかと思っておりますので会員の皆様に周知徹底を図って参ります。

さて、今年は、中野駅前再開発の具体的な事業

者が決定する年であります。会員の皆様に、再開発の情報を発信したり、実際に参加して頂いたりしながら、様々な事柄を発信できるようにしたいと思っております。その結果、会員数が純増になるように頑張っていきたいと考えております。

司会：宮島会長、ありがとうございました。

それでは、大久保署長の休日の過ごし方やご趣味などがあればお聞かせ頂きたいと思えます。

小4から剣道一筋！三線にチャレンジ！

署長：趣味は、小学校4年生から47年間やっている剣道です。2年前に体調を壊しましたが、最近ようやく道場に立って素振りが出来るようになりました。今は体力作りのために、マラソンとかジムにも通っています。

また、6年前、沖縄に2年間赴任しました。そこで先生について三線を習って参りました。沖縄ではエイサー祭りがあり、中野の団体の皆様も出場されておりました。

昨年、“鍋横夏まつり”でも拝見し大いに刺激を受けましたので、機会があれば、またやってみたくないと思っております。

司会：本日は、お忙しいところありがとうございました。

法人会の更なる発展の為に役員一同、一致団結して頑張る参ります。様々にお世話になりますが、本年もどうぞ宜しくお願い致します。





謹賀新年

中野都税事務所
所長 内藤 泰樹

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人中野法人会におかれましては、宮島会長をはじめ役員並びに会員の皆様、新年をお健やかに迎えの心よりお慶び申し上げます。

昨年中は、法人会の諸活動や御事業を通じまして、都政並びに都の税務行政の運営に多大の御理解と御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

貴会におかれましては、日頃から納税意識の高揚や企業経営の健全な発展に努められ、正しい税知識の普及や適正な申告納税の推進等、広く地域社会への貢献活動に尽力されてこられました。貴会の熱心な取り組みに心から敬意を表する次第でございます。

さて、東京都では、今年開幕する東京2020大会の成功に向けて各関係機関と共に様々な取組を展開しております。この東京2020大会の成功を跳躍台として、未来への投資を果敢に推し進めていくため「Chance」「Change」「Challenge」「Check」「Community」「Children」「Choju (長寿)」の7つの

「C」からなる「7C TOKYO」として7つの戦略的視点を踏まえた「重点施策方針2019」を昨年7月に策定いたしました。2020年に向けて新たな施策を生み出していくとともに、2040年代を見据えて、未来を切り拓く羅針盤となる「長期戦略」の策定を進めてまいります。

東京が持つ資源を最大限に活用し、ライフステージに応じた様々な戦略を展開するうえで、皆様から納めていただく都税は大切な財源となります。皆様からの御協力をいただきながら、私ども東京都主税局は、都税収入の確保に一層努めるとともに、環境対策や中小企業支援対策などにおいて、税制面からの支援も継続してまいります。

中野都税事務所といたしましても、納税者の皆様の視点に立ち、親切できめ細やかな対応を心がけ、適正かつ公平な税務行政の推進と、効率的な事務運営に、更に努めていく所存でございます。

本年も引き続き、中野法人会の皆様方の一層のお力添えを賜りますよう、切にお願い申し上げます。

結びに、本年がテロや災害のない穏やかで平和な年でありますように、そして公益社団法人中野法人会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝、更なる御活躍を心から祈念申し上げます。新年の御挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。



都税だより



中野都税事務所

～ 23区内に償却資産をお持ちの方へ ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和2年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	令和2年1月31日(金)



- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
 - ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。
- 申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&Aや軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます



ホームページ <http://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索

ヘルプデスク

☎ 0570-081459 (左記電話番号がつかない場合: ☎ 03-5521-0019)

※9:00～17:00(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)



令和元年度税務功労者感謝状贈呈式

11月20日、中野都税事務所において贈呈式が行われ、秋元良宣様が受彰されました。関係団体を代表して宮島会長が祝辞、秋元様が謝辞を。又、11月1日(金)、新宿NSビルにおいて、川村洋治様が主税局長表彰を受彰されました。



受彰: 川村洋治様



受彰: 秋元良宣様



式辞: 内藤所長



祝辞: 宮島会長



受彰された皆様

税務署だより



中野税務署からのお知らせ



【問合せ先】〒164-8566 中野区中野4-9-15 ☎03(3387)8111(代表)

※お電話は自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

STEP 「国税庁ホームページ」へアクセス

1

国税庁ホームページでは、所得税・消費税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書などを作成することができます。

STEP 申告書を作成

2

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP e-Taxで送信して提出

3

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

②IDとパスワードで送信

「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。



申告書作成会場の開設期間

開設期間	会場	所在地	時間
2月17日(月) ～3月16日(月) ※土、日及び祝日を除きます。(注)	LUMINE 0 (ルミネゼロ)	渋谷区千駄ヶ谷 5-24-55 NEWoMan 5階 「バスタ新宿」上	【受付】 午前8時30分～午後4時まで 【相談】 午前9時15分～

(注)ただし、2月24日(月)及び3月1日(日)は開場します。

- 会場開設日及び最終週は、たいへんな混雑が予想されますので、ご了承ください。
- 会場の駐車場は有料となります。
- 会場には納税窓口がありません。納税は、振替納税をご利用いただくか、納期限までに最寄りの金融機関をご利用ください。
- 混雑の状況によっては長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承ください。

○ご自宅等で作成した申告書は、ルミネゼロではなく直接税務署へお持ちいただくか郵送にてご提出ください。

○中野税務署内には、申告書作成会場を開設しておりませんのでご了承ください。



会場は混雑しますので、ID・パスワード方式を利用したご自宅からのe-Tax申告がおすすめです。

令和元年度 納税表彰式等

11月13日、中野サンプラザにおいて、令和元年度の納税表彰式が行なわれました。法人会の活動を通じ、その功績により大久保署長より、署長表彰・署長感謝状が手渡されました。当会の元役員・白井久代様も署長表彰を授与されました。



式辞：大久保署長様

11月7日(火)KKRホテル東京に於いて、横山浩之（当会・副会長）様が東京国税局長表彰を受彰されました。



横山浩之様

《中野税務署長表彰》（順不同）

三橋 満様（常任理事・第7支部長）
新井 建喜様（理事・第1副支部長）



11月13日 中野税務署長表彰

《中野税務署長感謝状》

吉川 健一様（理事・第6副支部長）
落合 義昭様（理事・第10副支部長）



11月13日 中野税務署長感謝状



三橋 満様



新井建喜様



吉川健一様



落合義昭様

“税の作文コンクール”入賞作品

公益社団法人 中野法人会会長賞

【「助け合い」の税】

都立富士高等学校附属中学校 古賀 友紀乃

私のお小遣いは月二千円です。沢山もらえているのかもしれませんが、私からすると友だちや家族の誕生日プレゼントを買ったり、友達と遊びにいったりする



“表彰式(12月11日 於：区役所内)”

とすぐに使いはたしてしまいます。だから私は増税のニュースを聞いて正直「嫌だな」と思いました。今でさえお小遣いが足りなくなって友達の遊びの誘いを断ったり、自分がほしいものを我慢したりしているのに、これ以上消費税が上がれば自由に使えるお金が減るのは確実です。いっそのこと消費税などなくなってしまうえばいいのと思いました。しかし、私のそんな考えは何げない日常によって変えられていきました。

ある日私が家に帰ると母がリビングで家計簿をつけていました。最近家計簿をつけている姿をよく見るので、母になぜそんなに頻繁に家計簿をつけるのか聞きました。すると母は、「お兄ちゃんが高校生になってから出費が増えて、細めにつけておかないと何に使ったか分からなくなるからだよ。」と答えました。この時私は気がつきました。教育費や医療費を税金で負担してもらえないことは親にとって大きな支えになっているのだなと。もし、消費税がなければ私たちの教育費

は小学校も中学校も全額負担だったかもしれません。病気やけがをしたときの医療費も生まれてからずっと全額負担しなければならなかったかもしれません。そうなれば当然家庭の経済状況は厳しくなり、学校に通えなくなったり、思うような病院に行けなくて苦しんだりする子供が増えるでしょう。私は初めて、税によって私たちの生活と健康が守られていることを強く感じました。

子供を育てることは大変です。お金も体力も必要です。それを全て親のみの負担にしているのでしょうか。将来を担う存在となる子供の生活と健康を守るため、苦しさや負担はみんなで分け合うべきです。そのため税があるのだと私は思います。私はまだ中学生で沢山の人の支えてもらっています。しかし、そんな私でも消費税を払うことで助け合いに参加できるのです。

確かに税は負担で嫌かもしれませんが。しかし税を納めることはみんなで支え合うために必要なことなのです。消費税がなければ私の生活も健康も守られていなかったでしょう。甘い考えをしていた自分が恥ずかしいです。

私もあと一年で義務教育を卒業し、大人に近づいていきます。大人へ近づくほど税が身近になってくると思います。でも税にマイナスのイメージを抱くのではなく、自分が社会の助け合いに参加できていることにはほこりを持ち、立派な社会の一員になりたいです。

活発な事業・研修（税関係）を展開!!

「秋の講話・税務研修会」を開催!



第1支部



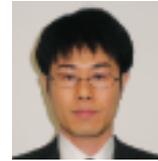
第2支部



丸田副署長



岡田上席



真木審理調査官



第3支部



第4・5・6支部



石橋第4統括官



永井第5統括官



金田第6統括官



第7支部



第8支部



第9・10支部



第11支部

「第27回法人税実務講座」 & 「第28回源泉所得税実務講座」(10月29日)

【実務講座に参加して】

私自身、今まで経理等の業務をしておらず、右も左もわからない状態で今回の「法人税実務講座」「源泉所得税実務講座」を受講致しましたので難しい点もありましたが、期限後の申告や期限内納付ができなかった場合に発生する延滞税や、修正申告による加算税が、どのタイミングで、どの程度納付しなければいけないのかを、わかりやすく説明して頂き理解できました。



皆様大変熱心に...

また、法人税実務講座では消費税の軽減税

率制度対象品目がある場合の申告書付表の記載方法や、注意事項についても説明して頂きました。

米持建設(株) 筒井建司

源泉所得税実務講座



(法人税) 岡田上席



(源泉所得税) 小野塚上席

では、災害時の申告期限の延長や源泉所得税や復興特別所得税の還付がある事など、初めて知りました。最近、大型の台風が立て続けに日本に上陸したりと、いつ自分たちが被災するかわからないので、今回受講してとても良かったと思います。

11月5・6・7日「年末調整説明会」



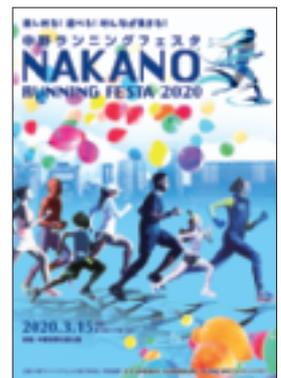
会場のなかのZERO小ホール



野方区民ホール

『新入会員特別研修会』開催のご案内

日時：令和2年3月19日(木)
18時10分～
場所：中野サンプラザ11F
プロッサムルーム
第1部 18時10分～
研修
第2部 18時30分～
交流会
会費：5,000円



知つとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



明けましておめでとうございます。本年も「税の豆知識」をよろしく願いいたします。

さて、新年号であります今回は、令和元年より適用される主な税制改正と簡素化された国税関係手続について説明いたします。

1 消費税率の引き上げ

1 令和元年10月1日から、消費税（地方消費税を含む）の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されています。これについては、前々号（No.228号）で軽減税率制度の内容と事業者が必要とされる対応について説明し、また前号（No.229号）では消費者還元事業等施策の内容について説明いたしました。

2 軽減税率制度実施後の消費税申告書作成

1 軽減税率制度の下での消費税申告書の作成に当たっては、取引を税率の異なるごとに区分して記帳（区分経理）した帳簿等に基づき消費税額を計算することになりますので、**区分経理を適切に行うことが重要です。**

2 売上は交付した請求書等の控えを、仕入れは受領した請求書等を基に区分経理することとなります。消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、**区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要です。**

(注)

(1)帳簿の区分経理に必要なのは、「軽減税率の対象品目である旨」ですので、必ずしも税率ごとに仕訳を区分しなくてもよいものの、消費税申告書を作成する際には、税率ごとの集計が必要となることを見据え、日々の記帳から取引を税率ごとに区分しておくことが合理的です。

(2)記載事項（仕入税額控除の要件）

[帳簿]

①課税仕入れの相手方の氏名・名称

②取引年月日

③取引内容

④対価の額

*⑤軽減税率の対象品目である旨

(⑤は追記することが可能です。)

[請求書]

①請求書発行者名

②取引年月日

*③取引内容

④対価の額

⑤請求書受領者名

*⑥軽減税率の対象品目である旨

*⑦税率ごとに区分して合計した税込対価の額

(⑥・⑦の記載がない場合、自ら追記することが可能です。③取引内容の追記は認められません。このため、例えば、領収証の但し書きが空欄の場合や「品代」と記載されている場合は追記ができません。)

そのため、領収証を交付・受領する場面において注意を払う必要があります。)

3 消費税等の軽減税率は、制度実施前と同じ8%ですが、消費税率(6.3%→6.24%)と地方消費税率(1.7%→1.76%)の割合が異なります。

したがって、**区分経理に当たっては、旧税率(8%)、軽減税率(8%)及び標準税率(10%)のそれぞれの適用税率ごとに区分しておく必要があります。**

3 申告所得税の改正事項

1 住宅ローン控除の拡充

令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に、消費税率10%が適用される住宅取得等については、住宅ローン控除期間が3年延長され10年間から13年間となります。延長期間の控除額は、次のいずれか少ない金額となります。

①建物購入価格×2%÷3

②住宅ローン年末残高×1%

*建物購入価格は、A（住宅の取得等の対価の額又は費用の額）－Aに含まれる消費税額等です。

*建物購入価格、住宅ローン年末残高の控除対象限度額は、一般住宅の場合4,000万円、認定住宅の場合5,000万円です。

- 2 確定申告書の記載事項及び添付書類の改正
- (1)その年において支払を受けるべき給与等で年末調整の適用を受けたものを有する居住者が確定申告書を提出する場合には、年末調整で適用を受けた所得控除でその額に異動がないものについては、その所得控除の額のみ記載で良いこととされ、年末調整で適用を受けた所得控除の額の合計額に異動がない場合には、それぞれの所得控除の額の記載も要せず、その合計額の記載で良いこととされました。
- (2)次に掲げる書類については、確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際、提示することを要しないこととされました。
- ・給与所得、退職所得及び公的年金等源泉徴収票
 - ・オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
 - ・配当等とみなす金額に関する支払通知書
 - ・上場株式配当等の支払通知書
 - ・特定口座年間取引報告書

4 仮想通貨に係る措置の創設

- 1 居住者の仮想通貨（令和元年5月31日「仮想通貨」という呼称が、「暗号資産」と変更されました。）につき事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となるその年12月31日において有する仮想通貨の価額は、その者が仮想通貨について選定した評価の方法（総平均法又は移動平均法）により評価した金額（評価の方法を選定しなかった場合等には、総平均法により評価した金額）とするほか、仮想通貨を棚卸資産の範囲から除外するなど、所要の整備が行われました（所2①十六）。
- 2 棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入（所法40）について、その対象となる棚卸資産に準ずる資産に、仮想通貨が加えられました（所令87）。



「鏡開き」

お正月の間、年神様の居所になっているのが鏡餅。そのため、年神様がいらっしゃる松の間は飾っておき、松の内に過ぎたら下げて食べて年神様をお送りします。

年神様の依り代（よりしろ）である鏡餅には年神様の魂が宿っているとされるため、鏡餅を食べることでその力を授けてもらい、1年の家族の無病息災を願います。

鏡開きはもともと武家から始まった行事なので、鏡餅に刃物を使うことは切腹を連想させるので禁物でした。そこで手か木槌で割ることになりましたが、「割る」という表現も縁起が悪いので、末広がりという意味する「開く」を使って「鏡開き」というようになりました。

1月の税務と労務

- ・国税／給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出 本年最初の給与支払日の前日
- ・国税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出 1月31日
- ・国税／源泉徴収票の交付、提出 1月31日
- ・国税／12月分源泉所得税の納付 1月10日
（納期の特例を受けている事業所の7～12月分は1月20日）
- ・国税／11月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 1月31日
- ・国税／5月決算法人の中間申告 1月31日
- ・国税／2月、5月、8月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 1月31日
- ・地方税／固定資産税の償却資産に関する申告 1月31日
- ・地方税／給与支払報告書の提出 1月31日

2月の税務と労務

- ・国税／令和1年分所得税の確定申告受付 2月17日～3月16日
（還付申告は申告期限前でも受け付けられます）
- ・国税／贈与税の申告受付 2月3日～3月16日
- ・国税／1月分源泉所得税の納付 2月10日
- ・国税／12月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 3月2日
- ・国税／6月決算法人の中間申告 3月2日
- ・国税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 3月2日
- ・国税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付 3月2日
- ・地方税／固定資産税の第4期分の納付 市町村の条例で定める日

活発な社会貢献活動&事業・研修会を展開!!

《第1～4支部》第44回野方地区まつり (小・中学生を対象に税金クイズを実施)
(10月19日 於:野方ふれあい広場)



会場の野方区民ホール前



応援頂いた皆様



“税金というのは…ネ”



恒例の“花笠踊り”

《第1～4支部》第40回丸山塚まつり (子どもワイワイ広場) (小・中学生を対象に税金クイズを実施)
(10月27日 於:沼袋区民活動センター内)



会場の丸山塚公園



応援頂いた皆様



“税金クイズに参加しよう”



♪ 素晴らしい演奏でした ♪

《第4～6支部》第43回上高田地区まつり (小・中学生を対象に税金クイズを実施)
(11月10日 於:上高田2丁目公園)



オープニングセレモニー (挨拶:酒井区長)



応援頂いた皆様



“税金のことを…”



作品展:見事な書体 (岡本様)

《第4～6支部》「恒例の松ヶ丘・上高田・新井地区の環境美化キャンペーン」に参加
(11月20日 於:新井薬師駅前周辺)



応援頂いた皆様



責任者
高橋様



挨拶
酒井区長



挨拶
上原署長



挨拶
五中学校長



～～～ “皆様 ご協力お願いします” ～～～



～～～ “皆様 ご協力お願いします” ～～～



～～～ “皆様 ご協力お願いします” ～～～



～～～ “皆様 ご協力お願いします” ～～～



～～～ “皆様 ご協力お願いします” ～～～

《第9支部・第10支部》演奏・セーフティ教室&講演会
(11月16日 於:区立第二中学校)



会場の第二中学校



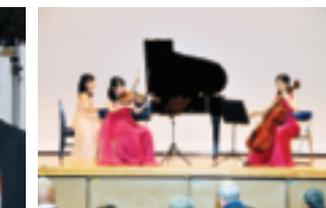
高野相談役



～中野警察署の方～



～トリオフレューゲル～



石田校長先生



昔昔亭喜太郎氏

活発な事業・研修会等を展開!!

《第1・2・3支部》日帰りバス研修会（迎賓館見学&東京湾サンセットクルーズ） （11月22日金）



挨拶:久保支部長 ～ 迎賓館見学 ～ 乾杯:滝口支部長 ～～～～ 参加された皆様 ～～～～ 中締:飛田支部長

《第4・5・6支部》日帰りバス研修会（ガスミュージアム&コカ・コーラ見学&ディナー） （11月21日木）



挨拶:斉藤支部長 GAS MUSEUM(小平市) ～ コカ・コーラ多摩工場 ～ 東京ベリーニカフェ西新宿店(夕食) 中締:谷口相談役 挨拶:谷津支部長

《第7支部》JAZZライブ & 日本閣ディナーの夕べ （11月15日金） 於：West 53rd



司会:山内氏 挨拶:三橋支部長 ～～～ JAZZライブ ～～～ ～～ 金丸正城氏と… ～～ 中締:小峰氏

《第11支部》日帰りバス研修会（渋沢栄一記念館訪問&小川町紙すき体験&ディナー） （11月8日金）



挨拶:秋元支部長 ～ 小川町紙すき体験 ～ ～ 渋沢栄一記念館 ～ ～ 新田乃庄寒山亭(夕食) ～ 中締:小倉氏

全法連 第36回法人会全国大会(三重大会)と特別研修会

三重大会 10月3日(木)
(於:津市産業・スポーツセンター)

第1部 記念講演

テーマ:「皇室と神宮」



伊勢神宮 広報室広報課長
講師 音羽 悟

第2部 式典

開 会 の 辞
国 歌 斉 唱
来 賓 紹 介
主 催 者 挨 拶
来 賓 祝 辞
表 彰 状 贈 呈
税制改正提言の報告
青年部会による租税
教育活動の報告
大 会 宣 言
閉 会 の 辞



(一社)三重県法人会連合会
会長 宮崎 由至



(公財)全国法人会総連合
会長 小林 栄三

第3部 懇親会



参加された皆様 挨拶:小林会長



高田本山専修寺 伊勢神宮 伊賀上野城



春日大社 若草山 法隆寺・五重の塔

中野区だより

東法連



10/20~11/25 なかのまちめぐり博覧会 10/26・27 東北復興祭2019 11/2・3 羊フェスタ2019 11/20・21 まちなかのバル in 東中野 10/25 講演会 講師:青山慶二氏

本部だより

11月5日“理事会”を開催(於:中野サンプラザ)

11月19日“法律セミナー”



挨拶:丸田副署長 宮島会長 皆様、真剣に... 春の叙勲(鈴木顧問)に記念品贈呈 講師:宮川先生 挨拶:矢島副会長

11月5日“税を考える週間”『秋の特別講演会』(於:中野サンプラザ)



講師:黒川伊保子氏“人生に効く脳科学” 終了後の懇親会 参加された皆様

部会だより

《源泉研究部会 第391回研修会（年調）》

◆e-Taxを利用して法定調書の提出を！◆

11月1日、法人会館に於いて、令和元年分年未調整説明会が行われ、中野税務署の小野塚上席に研修して頂きました。



冒頭、丸田副署長より挨拶：安藤部会長 講師：小野塚上席「マイナンバーカードの申請等」についてお話がありました。

最後に真木審理官より「軽減税率等」についての研修がありました。



皆様、真剣に…！

《第8回 税の川柳コンクール入賞発表》

応募作品（240点）から、源泉研究部会役員と理事の皆様にご選考して頂きました。

《会長賞》

- ・令和にて 増税するも 礼はなし

（源泉研究部会推薦による）

《会長賞》

- ・軽減税 メリットよりも 手間増える

《優秀賞》

- ・軽減税 事務煩雑で 負担増
- ・キャッシュレス 財布に貯まる カードたち
- ・孫ねだる おこづかいすら 税込みに
- ・軽減税 納める税超す 事務経費
- ・喫煙者 命けずって 納税し

「東法連青連協第4ブロック租税教室」を開催

10月25日 青年部会がボウリングを！（於：サンブラザボウル）



～ 10/3 第4ブロックゴルフ ～



10/8 東法連青連協ゴルフ



サンブラザボウル



根本部会長



優勝：滝口氏

青年部会が活発な事業を展開！

第33回法人会 全国青年の集い(大分大会)



10/30
第4ブロック租税教室



11/12～18
キッサニア東京



11/29
第4ブロックボウリング



～ 11/7～8 当会から4名が参加しました ～



11月12日 中野法人会 福利厚生事業 第三弾

チャリティゴルフコンペ 於：こだまゴルフクラブ



参加された皆様（総勢64名）



優勝：山岡氏



女性優勝：村田様



団体優勝：第5支部の皆様

過去の個人及び団体（支部）優勝者一覧（敬称略）

	総合	女性	支部
第1回	竹下 芳	渡部美津江	該当なし
第2回	村田珠美	村田珠美	9・11支部
第3回	古屋 通	内田こすえ	5支部
第4回	杉浦啓之	村田珠美	4支部
第5回	中原 孝	岩崎智映子	5支部



10/6 第4支部ゴルフコンペ（於：大洗GC）

第10回「税に関する絵はがきコンクール」

中野税務署長賞



入賞作品展示(中野区役所1階)



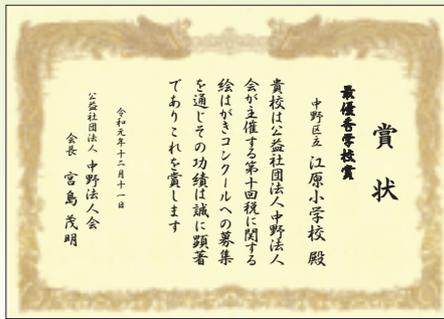
桃園第二小学校
高木 楓 様



10月・11月 審査会(於:法人会館)



中野区立江原小学校 殿



最優秀学校賞



(表彰式 12月11日 於:中野区役所)

中野都税 事務所長賞



中野第一小学校
青木 七聖 様

中野区長賞



西中野小学校
澤野 司 様

中野租税教育 推進協議会長賞



江原小学校
濱門 花 様

..... 優 秀 賞



江原小学校
吉木 葵 様



江原小学校
和光 泉樹 様

中野法人会長賞

桃園第二小学校
中村 真李亜 様



(青年部会推薦による) 中野法人会長賞

江原小学校
市本 瑛大 様



江原小学校
今井 康太 様



啓明小学校
平田 結菜 様

(女性部会推薦による) 中野法人会長賞



中野第一小学校
金井 沙樹 様

(女性部会推薦による) 中野法人会長賞



中野第一小学校
田中 花音 様

(女性部会推薦による) 中野法人会長賞



江原小学校
碓井 紗優 様



中野第一小学校
黒田 翼 様



江原小学校
有本 詩菜 様



江原小学校
浅井 美咲 様



桃園第二小学校
俣野 朱音 様